

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	許可書等の再交付		
根拠法令及び条項	那覇市危険物の規制に関する規則第7条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
審査基準	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市危険物の規制に関する規則 (許可書等の再交付) 第7条 法令又はこの規則に定める許可書、認可書、完成検査済証及び水張水圧検査済証等の交付を受けた者が亡失、滅失、汚損、破損その他の理由により再交付を受けようとするときは、許可書等再交付申請書(第11号様式)により消防長消防局長に申請しなければならない。		
	審査基準 設定年月日	平成27年2月1日	審査基準 最終変更年月日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請のあった日の翌日から起算して3日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防局 予防課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。